

新型コロナワクチン接種関係機関の皆様

島根県健康福祉部感染症対策室長
(ワクチン接種支援グループ)

個別接種促進のための支援にかかる取り扱いの変更について

平素より、当県の感染症予防対策にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記支援につきましては、現在、新型コロナワクチンの個別接種を行う医療機関を対象に実施しております。

このたび、標記支援に関する取り扱いの変更が厚生労働省より示され、令和4年10月以降の接種分より適用されることとなりました。

当県においては、今後、標記支援に関する交付要綱を改正し、追って申請様式等も含め関係者の皆様へお知らせする予定としております。

交付要綱の改正に先立って、主な取り扱いの変更点等を下記のとおりお知らせしますので、ご承知おきください。

記

1 実施期間の延長

実施期間が令和5年3月31日まで延長されます。

なお、申請対象となる期間の取り扱いは以下の通りです。

- ・令和4年4月1日（金）から令和4年6月4日（土）
- ・令和4年6月5日（日）から令和4年8月6日（土）
- ・令和4年8月7日（日）から令和4年10月1日（土） ⇒変更（後述4も参照のこと）
- ・令和4年10月2日（日）から令和4年12月3日（土） ⇒新規
- ・令和4年12月4日（日）から令和5年2月4日（土） ⇒新規
- ・令和5年2月5日（日）から令和5年3月31日（金） ⇒新規

※3月26日の週は6日間（3月26日（日）～3月31日（金））を1週間として扱います

2 診療所向け支援に係る要件の追加

支援額に変更はありませんが、各支援に係る要件が新たに追加されました。

○ 50回以上/日の接種を行った場合にかかる支援

- ・従前の要件に加え、50回以上の接種を行ったその日において、時間外、夜間または休日（※）に、接種体制を用意していることを要件に追加

○ 週100回（150回）以上の接種を一定期間中に4週間以上行った場合の支援

- ・従前の要件に加え、週100回（150回）以上の接種を行ったそれぞれの週のうち、少なくとも1日は、時間外、夜間または休日（※）に接種体制を用意していることを要件に追加

3 病院向け支援に係る要件の追加

支援額に変更はありませんが、一部支援について実施の終了が示されたとともに、支援に係る要件が新たに追加されました。

- 「50回以上／日の接種を行った場合」にかかる支援
 - ・ 従前の要件に加え、時間外、夜間または休日(※)に、接種体制を用意していることを要件に追加
 - ・ 支援の実施は、令和4年11月30日(水)接種分で終了
- 「特別な接種体制を確保し、50回以上／日の接種を週1日以上達成する週が、指定する2か月の間に4週間以上あった場合」の支援
 - ・ 支援要件に変更はありません。(令和5年3月31日接種分まで実施)

※ 「時間外、夜間または休日」の定義

当該支援における「時間外、夜間または休日」の定義は以下のとおり。

- ・ 時間外：当該医療機関の標榜する診療時間以外の時間
- ・ 夜間：18時以降（医療機関の診療時間に関わらない）
- ・ 休日：日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日。なお、1月2日及び3日並びに12月29日、30日及び31日は、休日として取り扱う。加えて、土曜日も休日として取り扱う。（医療機関の診療日に関わらない。）

なお、「接種体制を用意」には、自治体の集団接種会場等への医療従事者派遣を行った場合を含みますが、自治体の集団接種会場等での接種を自身の医療機関の接種回数に計上することはできません。

4 「令和4年8月7日（日）から令和4年10月1日（土）」接種分の申請について

このたびの取り扱いの変更により、終期が「9月30日（金）」から「10月1日（土）」に変わります。これに伴い、以前にお知らせした申請様式に変更が生じます。

変更後の様式をお送りしますので、申請の際は、こちらを利用いただきますようお願いいたします。

※既に変更前の様式で提出いただいている場合、改めての提出は不要です。

（当室より10月1日分の接種実績を確認するご連絡を差し上げます。）

5 県ホームページでの情報提供

個別接種促進事業の実施に関する情報や、各種様式の電子データについては、県ホームページ（掲載先は以下のとおり）に掲載しています。

- URL：<https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/yakuji/kansensyo/coronavaccine/corona-vaccine-kobetsu.html>



[添付書類]

1. 【参考】令和4年10月以降の個別接種促進事業の取り扱いの変更点（令和4年9月22日付け厚労省事務連絡より作成）
2. 【参考】個別接種促進事業に関する厚生労働省Q&A（令和4年9月22日版より抜粋）
3. 【変更後】申請書兼実績報告書（8月7日～10月1日実施分）

島根県健康福祉部感染症対策室

ワクチン接種支援グループ

TEL:0852-22-6176, 6175 FAX:0852-22-6905

E-mail: corona-vaccine@pref.shimane.lg.jp

令和4年10月以降の個別接種促進事業の取り扱いの変更点（令和4年9月22日付け厚労省事務連絡より作成）

新（令和4年10月1日以降）	旧（～令和4年9月30日）
<p>・診療所への支援</p> <p>① 週100回以上の接種を4月・5月、6月・7月、8月・9月、<u>10月・11月、12月・1月、2月・3月</u>のそれぞれの期間中に4週間以上行った場合には、週100回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり2,000円</p> <p>② 週150回以上の接種を4月・5月、6月・7月、8月・9月、<u>10月・11月、12月・1月、2月・3月</u>のそれぞれの期間中に4週間以上行った場合には、週150回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり3,000円</p> <p>③ 50回以上／日の接種を行った場合には、1日当たり定額で10万円を交付する。なお、診療所は、①、②の要件を満たさない週に属する日に限る。（同一日に①、②及び③の支援の重複は不可）</p> <p>④ <u>令和4年10月以降においては、①から③の取組にかかる支援を受ける診療所は、下記のとおり接種体制を用意していること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>①、②の取組においては、週100回（150回）以上の接種を行ったそれぞれの週のうち、少なくとも1日は、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意（※）していること。</u> ・ <u>③の取組においては、50回以上の接種を行ったその日において、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意（※）していること。</u> 	<p>・診療所への支援</p> <p>① 週100回以上の接種を4月・5月、6月・7月、8月・9月_____のそれぞれの期間中に4週間以上行った場合には、週100回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり2,000円</p> <p>② 週150回以上の接種を4月・5月、6月・7月、8月・9月_____のそれぞれの期間中に4週間以上行った場合には、週150回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり3,000円</p> <p>③ 50回以上／日の接種を行った場合には、1日当たり定額で10万円を交付する。なお、診療所は、①、②の要件を満たさない週に属する日に限る。（同一日に①、②及び③の支援の重複は不可）</p> <p><u>[新設]</u></p>

<p>・病院への支援</p> <p>① <u>令和4年11月までに50回以上/日の接種を行った場合には、1日当たり定額で10万円を交付する。なお、令和4年10月以降においては、50回以上の接種を行ったその日において、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意(※)していること。</u></p> <p>② <u>特別な接種体制を確保した場合(通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であって、休日、休診日、時間外、平日診療時間内の別を問わない。)であって、50回以上/日の接種を週1日以上達成する週が、4月・5月、6月・7月、8月・9月、10月・11月、12月・1月、2月・3月のそれぞれの期間中に4週間以上ある場合には、集団接種会場と同様の扱いとし、以下の支援単価による所要額を病院に追加で交付する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師 1人1時間当たり7,550円 ・看護師等 1人1時間当たり2,760円 	<p>・病院への支援</p> <p>① _____50回以上/日の接種を行った場合には、1日当たり定額で10万円を交付する。_____</p> <p>② <u>特別な接種体制を確保した場合(通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であって、休日、休診日、時間外、平日診療時間内の別を問わない。)であって、50回以上/日の接種を週1日以上達成する週が、4月・5月、6月・7月、8月・9月_____のそれぞれの期間中に4週間以上ある場合には、集団接種会場と同様の扱いとし、以下の支援単価による所要額を病院に追加で交付する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師 1人1時間当たり7,550円 ・看護師等 1人1時間当たり2,760円
<p>※ 「時間外、夜間または休日」の定義は以下のとおり。なお、「接種体制を用意」には、医療機関で接種体制を用意することの他に、自治体の集団接種会場等への医療従事者派遣を行っている場合を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間外：<u>当該医療機関の標榜する診療時間以外の時間</u> ・夜間：<u>18時以降(医療機関の診療時間に関わらない)</u> ・休日：<u>日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日。なお、1月2日及び3日並びに12月29日、30日及び31日は、休日として取り扱う。加えて、土曜日も休日として取り扱う。(医療機関の診療日に関わらない。)</u> 	<p>[新設]</p>

個別接種促進事業に関する厚生労働省Q&A（令和4年9月22日版より抜粋）

※下線部分がこのたびの制度改正により新たに示された内容です。

1 2 1週間の考え方は、月曜日から算定するのか日曜日から算定するのか教えてください。

（答）

- 日曜日から土曜日で算定することとしています。
ただし、事業開始の4月1日（金）～4月2日（土）の週においては、4月1日（金）～4月9日（土）をもって、1週と取り扱っても差し支えありません。
また、年度末においては、3月26日（日）～3月31日（金）をもって1週と取り扱います。

1 6 個別接種促進のための支援について令和4年4月から令和5年3月までに4週間以上行えば要件を満たすことになるのか。

（答）

- 4月・5月、6月・7月、8月・9月、10月・11月、12月・1月、2月・3月のそれぞれにおいて、当該期間内に要件を満たす週が4週間以上ある場合に支援の対象となります。
- 例えば、4月・5月中に4週を満たしたものの、6月・7月中には4週に満たなかった場合は、前者（4月・5月中）は支援の対象ですが、後者（6月・7月中）は支援の対象になりません。

1 7 個別接種促進のための支援について、指定された期間の最終週は次月の第1週目を含むこととなるが、算定期間の最終日は、月の末日か、それとも最終週が属する土曜日のいずれか。

（答）

- 以下のとおりお示しします。
4月・5月：4月1日（金）～6月4日（土）
6月・7月：6月5日（日）～8月6日（土）
8月・9月：8月7日（日）～10月1日（土）
10月・11月：10月2日（日）～12月3日（土）
12月・1月：12月4日（日）～2月4日（土）
2月・3月：2月5日（日）～3月31日（金）
- また、病院が1日50回接種を行った場合に10万円支給する支援については、11月30日（水）が終期となります。

2 9 個別接種促進のための支援を受けるに当たって必要な取組として、10月以降の取組に「時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意」することを追加した意図はなにか。

（答）

- 新型コロナワクチンの3回目接種については、特に10代から30代の若年層の接種率が低い状況です。接種を希望する当該世代が接種を受けやすくするための環境整備の一環として、日中の合間時間や、一般的な企業等の勤務時間以外の時間帯である平日の18時以降、土日祝日等における接種環境の拡充が重要であると考え、医療機関の協力を求める趣旨です。

30 本支援における時間外、夜間及び休日の定義は。

(答)

○ 以下の記載のとおりとなり、いずれか一つに該当すれば要件を満たします。

時間外：当該医療機関の標榜する診療時間以外の時間

夜間：18 時以降（医療機関の診療時間に関わらない）

休日：日曜日及び国民の祝日に関する法律第 3 条に規定する休日。なお、1 月 2 日及び 3 日並びに 12 月 29 日、30 日及び 31 日は、休日として取り扱う。加えて、土曜日も休日として取り扱う。
(医療機関の診療日に関わらない。)

○ ただし、時間外、夜間について、当初に予定していた接種時間がずれ込み、偶発的に時間外・夜間の時間帯に接種することとなった場合は該当せず、予約受付などの段階において当該時間帯に受け入れているなど、当初から接種可能な体制を取っている必要があります。

○ また、接種費用の時間外・休日の接種に対する加算（時間外+730 円、休日+2,130 円）における考え方とは異なるためご留意願います。（例：土曜日に診療時間を設けている医療機関が診療時間内に接種を行った場合、本支援における休日（土曜日）に接種体制を用意しているため、本支援の要件は満たすが、接種費用の請求においては、従前どおり、土曜日は休日ではなく、また、診療時間内の接種であることから、時間外加算、休日加算の請求は出来ない。）

31 「時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意」について、「接種体制を用意」には、時間外、夜間または休日において、自身の診療所で接種体制を用意することの他に、自治体の集団接種会場等へ医療従事者を派遣した場合も「接種体制を用意」したこととみなしてよいか。

(答)

○ ご認識のとおり、医療機関が自治体の集団接種会場等に時間外、夜間または休日に医療従事者を派遣した場合も含みます。

○ また、週に 100 回（150 回）以上行った場合の支援、1 日 50 回以上行った場合の支援の両方で同じ取扱いです。

○ なお、時間外・夜間または休日の接種への取組の要件を満たすものであって、自治体の集団接種会場等での接種を自身の医療機関の接種回数に計上するものではありません。

申請年月日：

島根県知事 様

医療機関コード(10桁)：

住 所：

医療機関等名称：

職名：

代 表 者

氏名：

電 話 番 号：

令和4年度新型コロナウイルスワクチン接種体制事業費補助金
交付申請書兼実績報告書 (診療所)

8月7日から10月1日の期間において、別紙報告書のとおり新型コロナウイルスワクチンの接種を実施したため、以下のとおり申請する。

申請金額 円

内訳

8月7日から10月1日の間

150回以上接種した取扱いとする週

週 (4週以上で、該当する週の接種について3,000円加算)

100回以上接種した取扱いとする週

週 (4週以上で、該当する週の接種について2,000円加算)

接種回数 (予診のみを含めない)	週150回以上接種の加算 単価 3,000円/回		週100回以上接種の加算 単価 2,000円/回		1日50回加算 ※同一日に左記の加算と重複は	
	回	円	円	日	円	
8月7日の週	回	円	円	日	円	
8月14日の週	回	円	円	日	円	
8月21日の週	回	円	円	日	円	
8月28日の週	回	円	円	日	円	
9月4日の週	回	円	円	日	円	
9月11日の週	回	円	円	日	円	
9月18日の週	回	円	円	日	円	
9月25日の週	回	円	円	日	円	
合計	回	円	円	日	円	

金融機関コード		支店コード	
金融機関名		支店・出張所名	
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

新型コロナウイルスワクチン接種の実績報告書（診療所）

下記のとおり、新型コロナウイルスワクチンの接種を行ったので報告する。

		(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	週の接種回数	週の回数区分	備考
		8/7	8/8	8/9	8/10	8/11	8/12	8/13			
接種回数（予診のみを含めない）	職域以外								回	100回未満・100回以上・150回以上	
接種回数（予診のみを含めない）	職域										
		8/14	8/15	8/16	8/17	8/18	8/19	8/20			
接種回数（予診のみを含めない）	職域以外								回	100回未満・100回以上・150回以上	
接種回数（予診のみを含めない）	職域										
		8/21	8/22	8/23	8/24	8/25	8/26	8/27			
接種回数（予診のみを含めない）	職域以外								回	100回未満・100回以上・150回以上	
接種回数（予診のみを含めない）	職域										
		8/28	8/29	8/30	8/31	9/1	9/2	9/3			
接種回数（予診のみを含めない）	職域以外								回	100回未満・100回以上・150回以上	
接種回数（予診のみを含めない）	職域										
		9/4	9/5	9/6	9/7	9/8	9/9	9/10			
接種回数（予診のみを含めない）	職域以外								回	100回未満・100回以上・150回以上	
接種回数（予診のみを含めない）	職域										
		9/11	9/12	9/13	9/14	9/15	9/16	9/17			
接種回数（予診のみを含めない）	職域以外								回	100回未満・100回以上・150回以上	
接種回数（予診のみを含めない）	職域										
		9/18	9/19	9/20	9/21	9/22	9/23	9/24			
接種回数（予診のみを含めない）	職域以外								回	100回未満・100回以上・150回以上	
接種回数（予診のみを含めない）	職域										
		9/25	9/26	9/27	9/28	9/29	9/30	10/1			
接種回数（予診のみを含めない）	職域以外								回	100回未満・100回以上・150回以上	
接種回数（予診のみを含めない）	職域										

接種回数計（予診のみを含めない）	回
------------------	---

(支援対象であるか確認するため、該当する項目にレ点を記入してください。)

問1 本報告書の「接種回数(予診のみを含めない)」に集団接種である大規模接種会場・市町村特設会場の実績は含まれない。

問2 職域接種を実施していない → はい

(はいの場合問3以降に回答する必要はありません。)

↓ いいえ

問3 職域接種の実績は、本報告書の「接種回数(予診のみを含めない)」に全く含まれていない → はい

(はいの場合問4以降に回答する必要はありません。)

↓ いいえ

問4 本報告書の「接種回数(予診のみを含めない)」に含まれるのは以下の①及び②の両方を満たす職域接種の実績のみですか。 → はい

職域接種の実績のみですか。

(条件を満たしていない職域接種は「接種回数(予診のみを含めない)」に計上することは出来ません。

条件を満たさない職域接種の実績を除いた上で、問4で「はい」を選択ください。)

①中小企業の社員や学生等が出向いてきて医療機関内で接種を行った。

(企業や大学などが指定した外部の接種会場に、医療機関が出張して接種した回数は含まれていない。)

②「中小企業(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業を指す。)が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施した職域接種」又は「文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たす大学、短期大学、高等専門学校、専門学校の職域接種で所属の学生も対象に実施した職域接種」である。

○職域接種を依頼した事務局等の名称(職域接種を申請した主体名)を以下に記載願います。

名称

(※共同実施した事務局に、様式例の提出を求め添付願います。)

○職域接種を依頼した大学等の名称(職域接種を申請した主体名)を以下に記載願います。

名称

上記が事実と相違ないことを証明する。

医療機関等名称：

印

代表者 職名・氏名：